

いそがないで歩こう。



セゾン投信

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2026年3月11日

NISA

つみたて投資枠
成長投資枠対象商品

セゾン・グローバル バランスファンド

追加型投信 / 内外 / 資産複合
(分配金再投資専用)



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類および属性区分表

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (株式・債券))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「セゾン・グローバルバランスファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月10日に関東財務局長に提出し、2026年3月11日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者(受益者)の意向を確認します。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

セゾン投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第349号

設立年月日:2006年6月12日 資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:1兆731億円(2025年12月末日現在)

〈委託会社の照会先〉

ホームページアドレス:<https://www.saison-am.co.jp/>

セゾン投信お客さま窓口:03-3988-8668

営業時間 9:00-17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

野村信託銀行株式会社

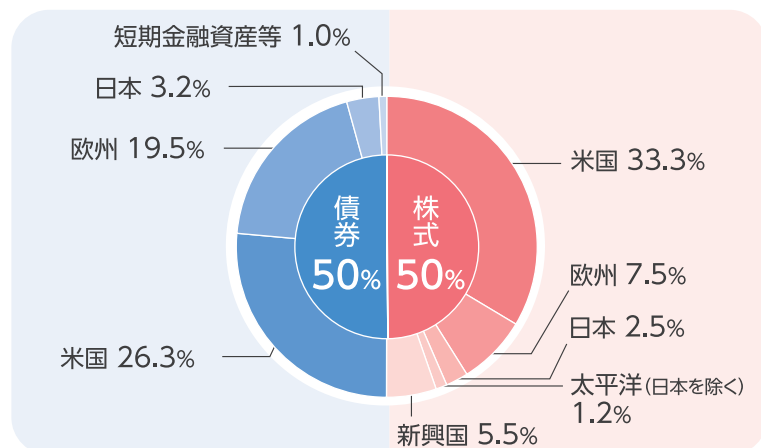
本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には投資信託約款(以下「約款」といいます。)の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は左記の照会先までお問い合わせください。

ファンド・オブ・ファンズの仕組みを活用し、
インデックスファンドを通じて世界各国の株式と債券に分散投資します

世界各国の株式と債券に半分ずつ分散投資します。

資産配分比率および地域別配分比率
(2025年12月30日現在)



※外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
※地域は、各投資対象ファンドが投資する主要な市場を表しています。
※計算過程で四捨五入の処理を行っておりますので、合計が100%とならない場合があります。

対象地域 (2025年12月30日現在)

株式 米国・欧州・日本・太平洋(日本を除く)・新興国
債券 米国・欧州・日本

組入銘柄 (2025年12月30日現在)

世界30カ国以上の株式約2,400銘柄と10カ国以上の債券に分散投資

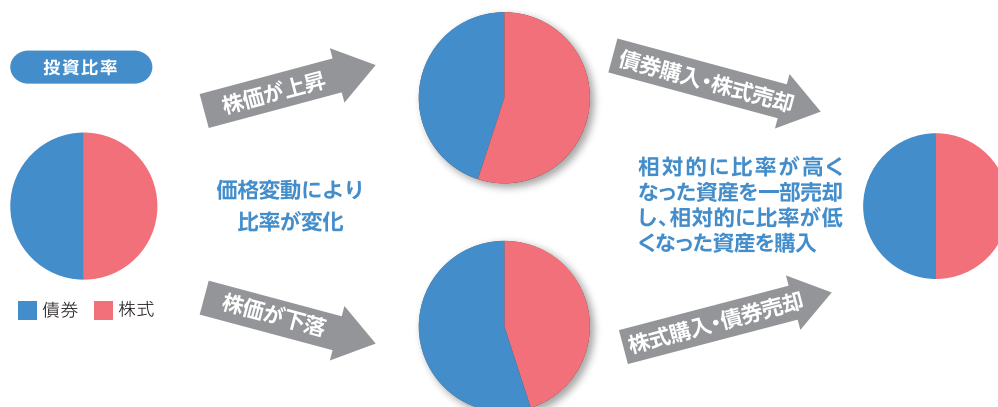
地域別配分比率

各地域の株式および債券市場の規模に応じて各投資対象ファンドの配分比率(地域別配分比率)を決定します。相場の予想にもとづく配分は行いません。
また、市場の規模の変化に対応し、適宜見直しを行います。

リバランス

株式と債券の比率が50:50から一定以上乖離した場合には、投資対象ファンドの売買を通じて株式と債券の比率を調整します。

リバランスのイメージ



為替ヘッジは行いません。

・円安は、基準価額の上昇要因となり、円高は基準価額の下落要因となります。

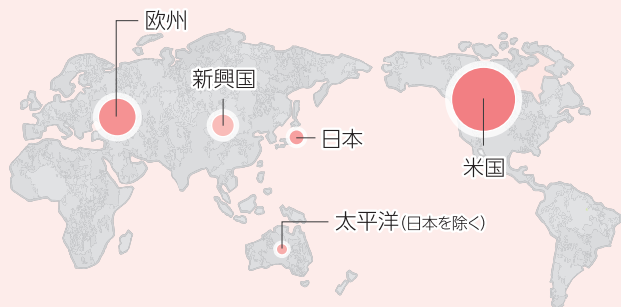
インデックスファンドとは

市場平均(インデックス)と同じような動きをする運用を目指すファンド。
インデックスの例として、「日経平均株価」や「TOPIX」などの指数があげられる。

株式のポイント

市場の規模に応じて投資を行うことで、世界経済の成長を取り込むことを目指します。

株式市場の規模のイメージ



2025年12月30日現在

※株式市場の規模のイメージをお伝えするために、当ファンドの株式地域別配分比率のデータをもとに作成したものです。

世界経済と世界の株価



※1 名目GDP:1988年～2025年(年次)。2025年はIMFの予測。
※2 MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス(配当込):1988年3月31日～2025年12月30日(月次)。1988年3月31日を100として指数化。

出所:BloombergおよびIMFのデータをもとにセゾン投信作成

債券のポイント

主として先進国の国債(および政府機関債)に投資を行うことで、金利収入を得ながら、株式保有のリスクを抑えることが期待できます。

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス(配当込)は、MSCIが開発したインデックスであり、先進国と新興国の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「Bloomberg®」は、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークです。

ファンドの目的

主として、投資信託証券（投資対象ファンド）を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

特色
1

資産配分比率は株式50%、債券50%

原則として、投資対象ファンドを通じて株式と債券へ半分ずつ投資することにより、リスクを抑えながら安定したリターンの獲得を目指します。

特色
2

国際分散投資

インデックスファンドへの投資を通じて、世界各国の株式および債券に実質的に分散投資します。
投資対象ファンドへの配分比率は、各地域の株式および債券市場の時価総額（規模）を勘案して決定します。
配分比率の適宜見直しを行うことで市場の変化に対応します。

特色
3

低コストのインデックスファンドに投資

ローコスト・ハイクオリティ運用で定評のあるバンガードのインデックスファンドの中から、資産規模、運用実績、コスト等の面から厳選したファンドに投資を行います。

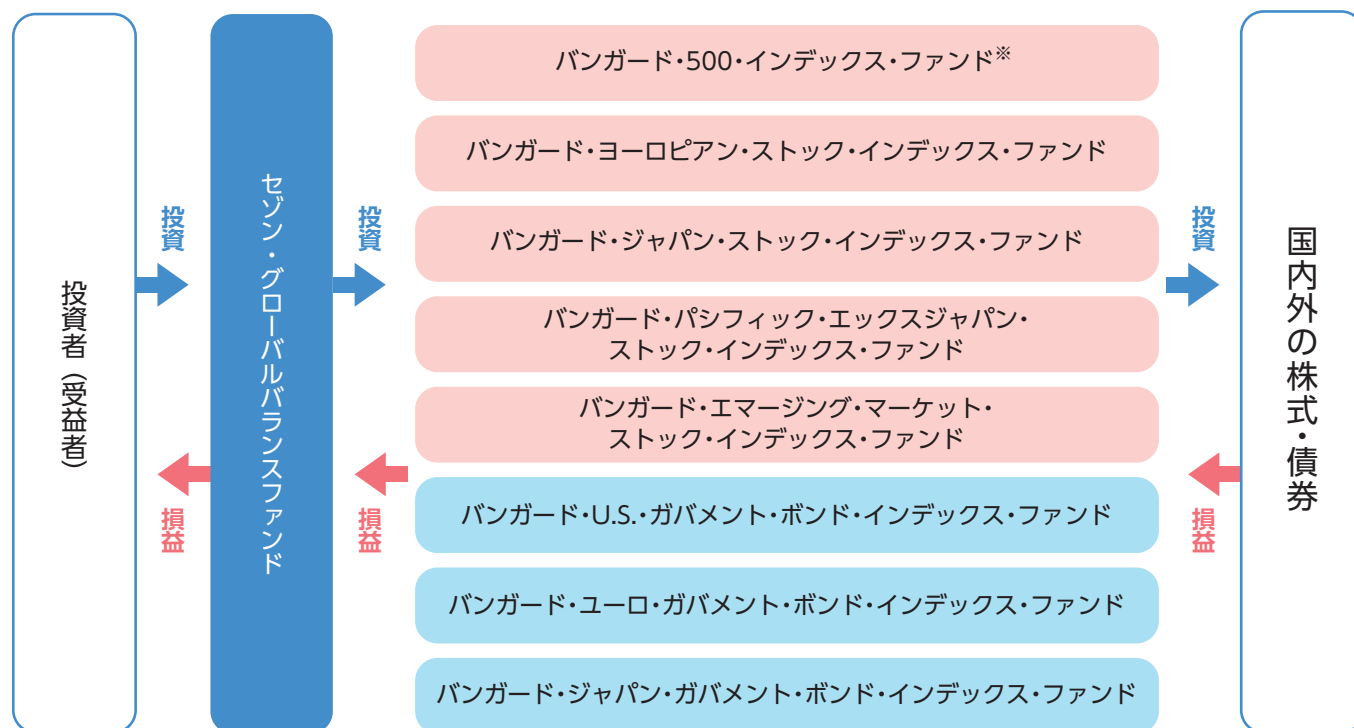
特色
4

原則として、為替ヘッジは行いません

ファンド・オブ・ファンズの仕組みについて

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券等の資産に直接投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して、運用を行う仕組みです。

投資対象ファンド



※バンガード・500・インデックス・ファンドはETFシェア・クラスを投資対象とします。

分配方針

原則として毎年12月10日（休日の場合は翌営業日）に決算を行い収益の分配を行います。分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドは分配金再投資専用とします。収益分配金は、税金を差引いた後、再投資されます。

主な投資制限

- ・外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・デリバティブの直接利用は行いません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※資金動向、市場動向に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象ファンドについて

当ファンドが投資対象とする、バンガードが運用するインデックスファンドは次のとおりです。

1 バンガード・500・インデックス・ファンド

ファンドの目的	S&P500 インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	S&P500 インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

※バンガード・500・インデックス・ファンドはETFシェア・クラスを投資対象とします。

2 バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド

ファンドの目的	MSCIヨーロッパ・インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	MSCIヨーロッパ・インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

3 バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド

ファンドの目的	MSCIジャパン・インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	MSCIジャパン・インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

4 バンガード・パシフィック・エクスジャパン・ストック・インデックス・ファンド

ファンドの目的	MSCIパシフィック・エクスジャパン・インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	MSCIパシフィック・エクスジャパン・インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

5 バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

ファンドの目的	MSCIエマージング・マーケット・インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	MSCIエマージング・マーケット・インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

6 バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

ファンドの目的	ブルームバーグ米国政府債浮動調整インデックス（米国債および米国政府機関債（米ドル建て・残存期間1年超）の時価総額加重インデックス）に連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	ブルームバーグ米国政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象とします。通常、インデックスのリスク特性と同等となるよう運用を行います。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

7 バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

ファンドの目的	ブルームバーグ・ユーロ政府債浮動調整インデックス（ユーロ圏各国の発行する国債および政府機関債（ユーロ建て・残存期間1年超）の時価総額加重インデックス）に連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	ブルームバーグ・ユーロ政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象とします。通常、インデックスのリスク特性と同等となるよう運用を行います。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

8 バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

ファンドの目的	ブルームバーグ日本政府債浮動調整インデックス（日本国政府および政府機関が発行する投資適格債券（円建て・残存期間1年超）の時価総額加重インデックス）に連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	ブルームバーグ日本政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象とします。通常、インデックスのリスク特性と同等となるよう運用を行います。
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

S&P500はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス（S&PDJI）の商品です。この指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、S&PDJI に帰属します。S&PDJI は当指数等の情報に関し、その正確性・妥当性・完全性あるいは入手可能性を保証しません。また、S&PDJI は当指数等の情報の誤り、欠落についてその理由のいかんにかかわらず責任を負いません。また当指数等の使用による結果に対しても責任を負うものではありません。S&PDJI は当指数等の商品性あるいはその使用または特定の目的に対する適合性を含みますが、それに限定されるわけではなく、一切の明示的あるいは黙示的な保証を否認します。S&PDJI はファンドの受益者や他の人物等による当指数等の使用に関連したいかなる間接的、直接的な、特別なあるいは派生的な損害、費用、訴訟費用あるいは損失（収入の損失、利益の損失、機会費用を含む）について一切の責任を負いません。

MSCIジャパン・インデックス、MSCIヨーロッパ・インデックス、MSCIパシフィック・エクスジャパン・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「Bloomberg®」は、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークです。ブルームバーグは、ブルームバーグ指数に対する一切の専有権を有しています。ブルームバーグは、このマテリアルを承認もしくは支持するものではなく、また、このマテリアルに含まれるいかなる情報の正確性もしくは完全性についても保証するものではなく、明示黙示を問わず、このマテリアルから得られる結果に関していかなる保証も行わず、また、法律上認められる最大限において、ブルームバーグはこのマテリアルに関して生じるいかなる侵害または損害についても何らの責任も債務も負いません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、全て投資者の皆さまに帰属します。当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。

価格変動リスク	当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象としております。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受けます。
為替変動リスク	当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。
カントリーリスク	当ファンドは、外国投資証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、その影響を受け損失を被るリスクがあります。
信用リスク	当ファンドは、主要投資対象とする有価証券等またはその取引に係る信用リスクを伴います。信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

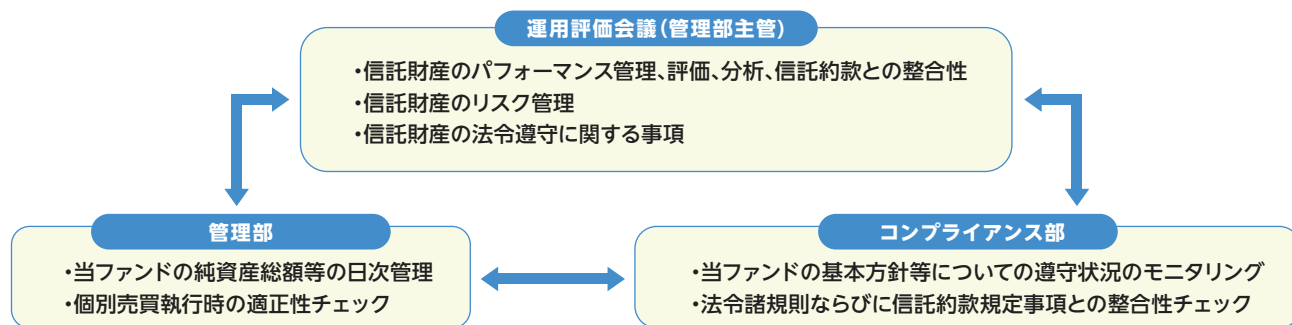
※なお、上記に記載するリスクは、当ファンドに係る全てのリスクを完全には網羅しておりませんので、ご留意ください。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて証券会社を通じて購入していない場合には、投資者保護基金の対象となりません。

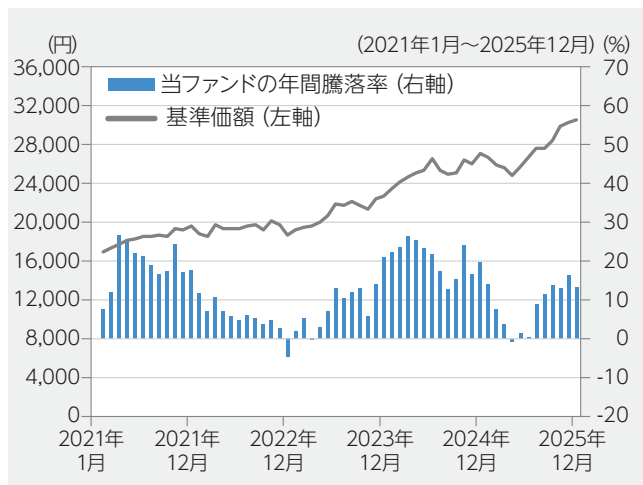
リスク管理体制

- ・「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署により、リスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として投資リスクの管理体制を構築しております。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



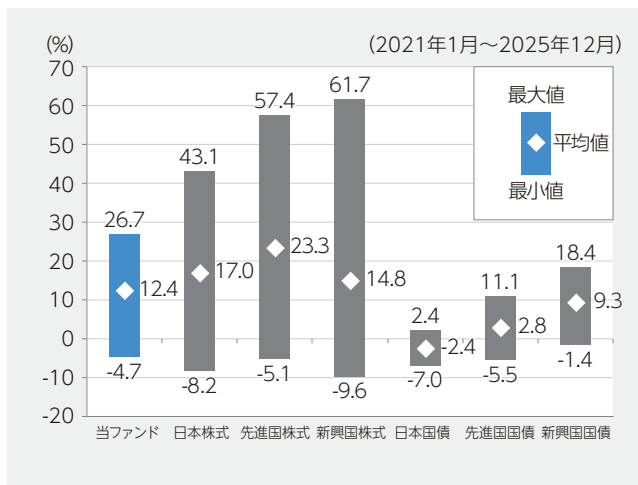
※リスク管理体制は、2025年12月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

■ 当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



- ・ 分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。
- ・ 2021年1月から2025年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率および基準価額の推移を表示しています。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ・ グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ・ 2021年1月から2025年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しています。

《各資産クラスの指数》

- 日本株式 … MSCIジャパン・インデックス (配当込)
- 先進国株式 … MSCIワールド・インデックス (配当込)
- 新興国株式 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込)
- 日本国債 … ブルームバーク・グローバル国債：日本インデックス
- 先進国国債 … ブルームバーク・グローバル国債：G7インデックス
- 新興国国債 … ブルームバーク新興市場自国通貨建て国債インデックス

- ・ 全ての指数は米ドル建てのものをわが国の対顧客電信売買相場の仲値を利用して円換算しています。

- ・ MSCIジャパン・インデックス (配当込) は、MSCIが開発したインデックスであり、日本の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ MSCIワールド・インデックス (配当込) は、MSCIが開発したインデックスであり、世界の先進国の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) は、MSCIが開発したインデックスであり、世界の新興国の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ ブルームバーク・グローバル国債：日本インデックスは、日本国債で構成されるインデックスです (為替ヘッジなし)。
- ・ ブルームバーク・グローバル国債：G7インデックスは、米国、カナダ、日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアの国債で構成されるインデックスです (為替ヘッジなし)。
- ・ ブルームバーク新興市場自国通貨建て国債インデックスは、中国、韓国、インドネシア、マレーシアなど新興国の自国通貨建て国債で構成されるインデックスです (為替ヘッジなし)。

- ・ 「Bloomberg®」は、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited (以下「BISL」)をはじめとする関連会社 (以下、総称して「ブルームバーク」) のサービスマークです。ブルームバークは、ブルームバーク指数に対する一切の専有権を有しています。ブルームバークは、このマテリアルを承認もしくは支持するものではなく、また、このマテリアルに含まれるいかなる情報の正確性もしくは完全性についても保証するものではなく、明示黙示を問わず、このマテリアルから得られる結果に関していかなる保証も行わず、また、法律上認められる最大限において、ブルームバークはこのマテリアルに関して生じるいかなる侵害または損害についても何らの責任も債務も負いません。

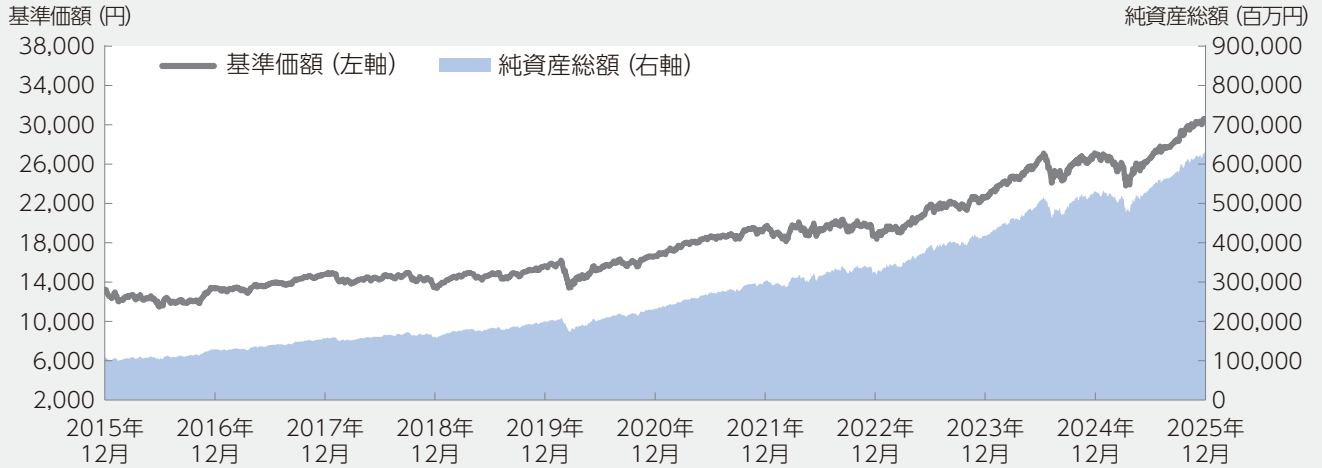
(2025年12月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移

基準価額 30,606円 純資産総額 628,782百万円

(2015年12月30日～2025年12月30日)

※基準価額は1万口当たりの金額です。

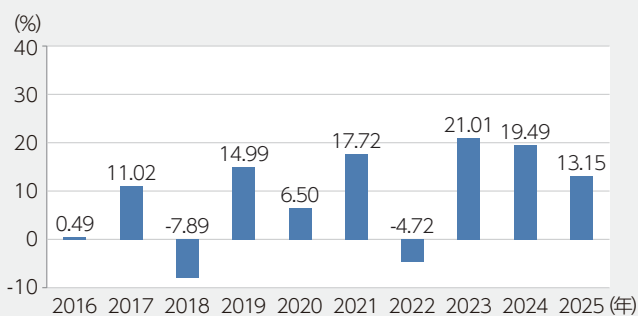


主要な資産の状況

順位	国	種類	投資信託証券	通貨	投資比率
1	米国	投資証券	バンガード・500・インデックス・ファンド	米ドル建て	33.3%
2	アイルランド	投資証券	バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	米ドル建て	26.3%
3	アイルランド	投資証券	バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	ユーロ建て	19.5%
4	アイルランド	投資証券	バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド	ユーロ建て	7.5%
5	アイルランド	投資証券	バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	米ドル建て	5.5%
6	アイルランド	投資証券	バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	円建て	3.2%
7	アイルランド	投資証券	バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド	円建て	2.5%
8	アイルランド	投資証券	バンガード・パシフィック・エクスジャパン・ストック・インデックス・ファンド	米ドル建て	1.2%

・投資比率は、純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。(小数点以下第1位未満を四捨五入しています。)

年間収益率の推移



・当ファンドにはベンチマークはありません。
・小数点以下第2位未満を四捨五入しています。

分配の推移(税引前)

決算期	1万口当たりの分配金
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
2025年12月10日	0円
設定来累計	0円

・当ファンドは、設定来分配金の支払い実績はございません。
・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、表紙に記載するセゾン投信のホームページでご確認いただけます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 ※「自動けいぞく投資契約」に基づく収益分配金の再投資は、計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行います。
購入代金	購入申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。
換金単位	1口単位 ※販売会社により1円単位での申込みとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
購入・換金申込日	原則として、毎営業日に申込みを受け付けます。ただし、次の日のいずれかに該当する日には申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・アイルランドの銀行休業日
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに受付けた申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの。）を当日の申込みとします。販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年3月11日から2026年9月10日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求については制限を設ける場合があります。 販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことができません。詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の購入申込および換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入申込および換金申込を取り消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：2007年3月15日）
繰上償還	以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還することがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。 このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則としてファンドを償還させます。
決算日	毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（毎年12月10日の年1回。休業日の場合はその翌営業日。）に収益分配方針に基づき分配を行います。 ・委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 ・当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は、所得税、復興特別所得税および地方税を控除した後、再投資されます。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎決算後および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドはNISAの成長投資枠（特定非課税管理勘定）およびつみたて投資枠（特定累積投資勘定）の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 ・上記は2025年12月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用																								
購入時手数料	ありません。また、再投資される収益分配金についても、購入時手数料はかかりません。																							
信託財産留保額	ありません。																							
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																								
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	純資産総額×年0.495% (税抜 年0.45%) 信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額の総額とします。 当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) および監査費用は毎日計算され、毎計算期間の6ヶ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。																						
		配分	純資産総額 800億円までの 部分 (税抜)	純資産総額 800億円超の 部分 (税抜)	費用の内容																			
		委託会社	年0.238%	年0.244%	委託した資金の運用の対価																			
		販売会社	年0.172%	年0.176%	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価																			
	受託会社	年0.040%	年0.030%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																				
	投資対象 とする 投資信託証券	<table><tr><th>投資対象ファンドの名称</th><th>運用管理費用 (信託報酬) 年率</th><th>費用の内容</th></tr><tr><td>バンガード・500・インデックス・ファンド</td><td>0.03%</td><td rowspan="8">投資対象ファン ドにおける 運用管理費用等</td></tr><tr><td>バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド</td><td>0.08%</td></tr><tr><td>バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド</td><td>0.12%</td></tr><tr><td>バンガード・パシフィック・エクスジャパン・ストック・インデックス・ファンド</td><td>0.12%</td></tr><tr><td>バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド</td><td>0.16%</td></tr><tr><td>バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド</td><td>0.06%</td></tr><tr><td>バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド</td><td>0.06%</td></tr><tr><td>バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド</td><td>0.06%</td></tr></table>			投資対象ファンドの名称	運用管理費用 (信託報酬) 年率	費用の内容	バンガード・500・インデックス・ファンド	0.03%	投資対象ファン ドにおける 運用管理費用等	バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド	0.08%	バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド	0.12%	バンガード・パシフィック・エクスジャパン・ストック・インデックス・ファンド	0.12%	バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	0.16%	バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	0.06%	バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	0.06%	バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	0.06%
		投資対象ファンドの名称	運用管理費用 (信託報酬) 年率	費用の内容																				
		バンガード・500・インデックス・ファンド	0.03%	投資対象ファン ドにおける 運用管理費用等																				
		バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド	0.08%																					
		バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド	0.12%																					
バンガード・パシフィック・エクスジャパン・ストック・インデックス・ファンド		0.12%																						
バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド		0.16%																						
バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド		0.06%																						
バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	0.06%																							
バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	0.06%																							
実質的な 負担額	年0.56%±0.02%程度 (税込) ※ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託報酬を加味した実質的な負担額の概算値です。各投資信託証券への投資比率、各投資信託証券の運用管理費用の料率の変更等により変動します。																							
その他の費用・ 手数料	当ファンド	監査費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用等。 監査費用を除くその他の費用・手数料は、その都度信託財産から支払われます。																						
	投資対象 とする 投資信託証券	・投資対象国、市況の変化、あるいは制度の変更等を考慮し、バンガードが定めることにより、購入時および解約時にファンド財産維持手数料がかかることがあります。 ・ファンド財産維持手数料とは、当ファンドの信託財産から買付もしくは換金（解約）した際に、ファンド自身に直接支払われる留保金であり、販売手数料や解約手数料とは異なります。																						
	※これらの費用は、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。																							

※投資者の皆さまにご負担いただくファンドの費用等の合計額については、保有期間や運用状況等に応じて異なりますので表示することができません。

【税金】

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税	換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ・ NISA（少額投資非課税制度）をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
- ・ 分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 上記は2025年12月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報） ファンドの総経費率

総経費率は対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

総経費率（①+②）	0.55%
① このファンドの費用の比率	0.50%
② 投資先ファンドの経費率（運用管理費用以外の費用を含む）	0.06%

- ・ 対象期間は2024年12月11日～2025年12月10日です。
- ・ 各比率は、年率換算した値です。小数点以下第2位未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。
- ・ 詳細につきましては、対象期間の運用報告書をご覧ください。

[illegible]

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、セゾン・グローバルバランスファンドの設定・運用および販売を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業です。当社において、ファンドのお取引が行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、当社にて振替決済口座を開設することが必要となります。
- ・お取引のご注文に際し、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全額を当社の指定する銀行口座にご入金いただいたうえで、ご注文をお受けします。
- ・ご注文いただきましたお取引が成立した場合には、契約締結時交付書面である取引報告書を郵送または電磁的方法により、お客さまにお送りします。
- ・お取引をされたお客さまには、契約締結時交付書面(取引報告書)のほか、取引残高報告書を、3ヶ月(直近に取引残高報告書を作成した日から1年間、お客さまとの間で金融商品取引契約が成立しておらず、または当該受渡しを行っていない場合であって、投資信託の残高があるときには、当該日から1年を経過する日)毎に交付します。

当社の概要

(委託会社の情報については2025年12月末日現在のものです。)

商 号 等： セゾン投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第349号

代表者の役職氏名： 代表取締役社長 園部 鷹博

本店所在地： 東京都豊島区東池袋3-1-1

加入協会： 一般社団法人投資信託協会

設立年月日： 2006年6月12日

資本金： 10億円

主な事業： 第二種金融商品取引業、投資運用業

お問い合わせ先： セゾン投信お客さま窓口 Tel 03-3988-8668
営業時間9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)

ホームページ： <https://www.saison-am.co.jp/>

苦情処理措置および紛争解決措置

当社は、上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決の斡旋等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先:0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業者等業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。

※ 契約締結前交付書面は、投資信託説明書(交付目論見書)の一部を構成するものではありません。また、この情報は、投資信託説明書(交付目論見書)の記載情報ではありません。